

< 算定方法の考え方と計算例 > * 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店の場合 *

休業の場合

大規模施設運営事業者（建築物の床面積が1,000㎡超）の場合

自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円×休業日数

1,000㎡を1単位とし、1単位未満は切り捨てとします。
自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなします。

<例> 自己利用面積が下記の場合

- ・800㎡ = 1単位（1,000㎡とみなす）
- ・1,234㎡ = 1単位（単位未満切捨て）
- ・2,345㎡ = 2単位（単位未満切捨て）

建築物の床面積が1,000㎡以下の場合

2万円×休業日数

計算例

【事例】

- ・自己利用部分面積：2,500㎡（2単位）
- ・休業日数：17日

単位数	単価	休業日数	申請額
2	200,000	17	6,800,000 円

【事例】

- ・店舗数：2
- ・休業日数：17日

店舗数	単価	休業日数	申請額
2	20,000	17	680,000 円

20時までの時短営業の場合

大規模施設運営事業者（建築物の床面積が1,000㎡超）の場合

自己利用面積1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数

1,000㎡を1単位とし、1単位未満は切り捨てとします。
自己利用部分面積の合計が1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなします。

<例> 自己利用面積が下記の場合

- ・800㎡ = 1単位（1,000㎡とみなす）
- ・1,234㎡ = 1単位（単位未満切捨て）
- ・2,345㎡ = 2単位（単位未満切捨て）

建築物の床面積が1,000㎡以下の場合

2万円×時短率×時短日数

計算例

【事例】

- ・自己利用部分面積：2,500㎡（2単位）
 - ・営業時間：10時～22時（12時間）
 - ・短縮した時間：20時～22時（2時間）
 - ・時短日数：17日
- } 2 ÷ 12 = 6分の1

単位数	単価	時短率	時短日数	申請額
2	200,000	$\frac{1}{6}$	17	1,134,000 円 (千円未満切り上げ 1,133,333.3...)

【事例】

- ・店舗数：2
 - ・営業時間：10時～22時（12時間）
 - ・短縮した時間：20時～22時（2時間）
 - ・休業日数：17日
- } 2 ÷ 12 = 6分の1

店舗数	単価	時短率	時短日数	申請額
2	20,000	$\frac{1}{6}$	17	114,000 円 (千円未満切り上げ 113,333.3...)

あくまで参考としての一例であり、全てのケースに該当するものではありません。
協力金算定の際は、ご自身の運営する施設の実態に応じてご判断ください。